

学 則

(1) 法人等の名称、本店所在地、代表者の氏名及び研修実施主体の名称及び所在地	法人等の名称：株式会社メディカルライフケア 本店所在地：〒254-0065 神奈川県平塚市南原 2-1-12 代表者の氏名：代表取締役 日坂泰之 研修実施主体の名称及び所在地：メディカルライフケア所沢校 〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台 3-12-6 ヴァンベール所沢 101
(2) 研修事業の名称	介護職員初任者研修(通信)
(3) 研修の種類	介護職員初任者研修(通信)
(4) 指定番号	西福第 3460 号
(5) 研修課程	通信
(6) 講義・演習室名及び住所	メディカルライフケア所沢校 〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台 3-12-6 ヴァンベール所沢 101 メディカルライフケア中富校 〒359-0002 埼玉県中富 508-1
(7) 演習及び実習施設一覧	所沢悠生苑デイサービスセンター なかとみ悠生苑 みよし悠生苑
(8) 講師一覧	別紙 3_講師一覧表 参照
(9) 使用テキスト一覧	介護職員初任者研修テキスト 株式会社日本医療企画
(10) 受講資格	埼玉県または近郊在住、在勤で通学可能な者
(11) 広報の方法	弊社ウェブサイト、資格スクールサイト
(12) 情報開示の方法（ホームページアドレス等）	当社 HP(URL : https://www.ml-care.co.jp/)において開示する。 (1) 研修機関情報 法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、研修担当取締役名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備 (2) 研修事業情報 研修の概要(対象、研修スケジュール、定員と指導者数、研修受講手続、費用、留意事項、特徴)、研修課程責任者、研修カリキュラム(科目別シラバス、科目別担当講師、各科目の特徴、科目別通信、事前事後学習とする内容及び時間、通信課程の教材、指導体制、指導方法、課題)修了評価(評価方法、評価者、再履修の基準)、講師情報(名前、略歴、現職、資格)、実績情報(過去の研修実施回数、過去の研修延べ参加人数)、連絡先等(申込先、資料請求先、苦情対応部署連絡先)
(13) 受講手続き方法（応募者多数の場合の対応方法を含む）	申込は先着順とし下記の方法により申し込むものとする。 ①所定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、当社あてに郵送にて申し込む。 ②受講決定通知書と受講料振込の案内を受講者あてに郵送する。 ③受講料の入金確認により最終受講決定となる。
(14) 受講料及び支払い方法	受講料：68,400 円、テキスト代：6,600 円、開講日前日までに一括払い
(15) 解約条件及び返金の有無	受講者都合の場合は、開講日の 7 日前までは全額返金。 開講日の 6 日前以降のキャンセルは 15,000 円(税込)のキャンセル料。開講後の返金はない。 弊社都合の場合は全額返金。ただし退校処分者への返金はない。
(16) 受講者の個人情報の取扱い	受講者の個人情報については受講者本人確認、身元証明、必要書類送付以外の目的では利用しない。 なお、修了者名簿は介護保険法施行令第 3 条第 2 項第 2 号イの規定により県に提出する。
(17) 研修修了の認定方法（介護技術習得度合や修了評価の評価方法や通信添削課題の合格基準等を含む）	(1) 技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」のうち次の項目について各演習時間内で介護技術の習得度評価を行う。チェックリストにより A～D の 4 区分で評価を行い。A 及び B の者を一定レベルに達している者とする。 ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

	⑨入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術演習 (評価区分) A：基本的な介護(介助)が的確にできる B：基本的な介護(介助)が概ねできる C：技術が不十分 D：まったくできない (2)全科目の修了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施する。 100点満点中76点以上をもって評価基準を満たしたものと認定する。 (3)スクーリングの全出席、受講料及びテキスト代の完納、添削課題の評価が認定基準を超えており、上記(1)及び(2)において認定基準を満たした受講者に対し、修了証明書を発行する。 (評価試験で基準以下の時の取り扱い) 75点～50点：補講なしで直ちに再試験を実施する。 49点以下：補講の上、再試験を実施する。 補講 1hあたり1,500円(税込)、再試験 1,000円(税込)
(18) 補講の方法及び取扱い	理由の如何を問わず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると判断した者については、当部署が実施する別日程の研修に参加することにより、補講ができるものとし当該科目を修了したものとみなす。 補講の範囲は、研修時間130時間のうち1/3以内の時間数とする。 補講可能期間は当該受講者の研修開始日から1年6ヶ月までとする。 補講は、1時間1,500円(税込)で当社開講の授業とする。
(19) 受講中の事故等についての対応	通学時については受講生より、受講中においては担当講師より事務局に連絡し、適切に指示を受けるものとする。
(20) 研修担当者名及び連絡先	担当者 垣花 TEL 04-2907-4358
(21) 苦情相談担当者及び連絡先	担当者 垣花 TEL 04-2907-4358
(22) 研修責任者名及びその役職	研修責任者 宮崎照美 役職 取締役
(23) 一部委託先がある場合は委託先の名称	なし
(24) その他特記する必要があること(求職者支援制度の利用など)	下記に該当する場合、退校処分とする。 (1)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 (2)学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行をさまたげる者 (3)他の受講者の学習を著しく妨げる者 (4)自力で演習内容を行うことができない者 (5)正当な理由なく遅刻、欠席が続いた場合(欠席2日以上または遅刻2回以上) (6)故意に授業用機材、施設を破損、破壊させた場合 (7)講師の指示に従わない等、講座運営に支障をきたす行為があった場合 (8)弊社又は第三者の財産もしくはプライバシーなどを侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為 (9)弊社又は第三者に不利益や損害を与える行為、又はその恐れのある行為 (10)セクシャルハラスメント行為、又はその恐れのある行為 (11)公序良俗に反する行為、又はその恐れのある行為 (12)犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、又はその恐れのある行為 (13)弊社又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為 (14)営業活動及び勧誘活動(物販、宗教、仕事の斡旋等、営利・非営利を問わず)を目的とする行為、又はその準備を目的とする行為 (15)刃物(護身用を含む)など、危険物を持ち込んだりする行為 (16)飲酒や薬物などを使用する行為

	(17) その他法律、法令もしくは条例に違反する行為、又はその恐れのある行為 (18) 受講開始から 1 年 6 ヶ月以内に修了出来ない場合 (19) その他、事業者が不適当とみなした者 受講の取り消し、または途中退校者については、その間履修した当該研修については全て無効とし科目の履修証明は行わない。
--	---